

気象台からの 防災メモ

【問い合わせ】
室蘭地方気象台
☎0143-22-4249

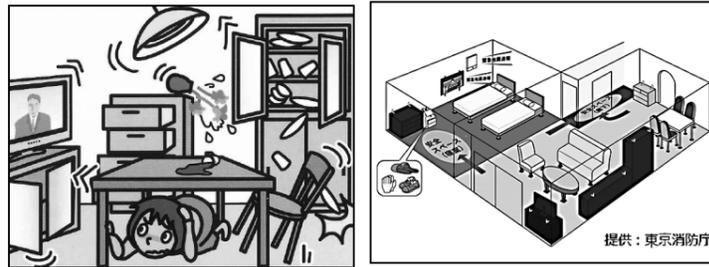
地震が起きたときの 安全地帯

自宅にいるときに突然大きな揺れに襲われたら、あわてず落ち着いて、怪我をしないように自分の身の安全を確保する行動を取ることが重要です。

特に、震度6以上の揺れになると、家の中では電化製品や家具が倒れたり、棚のものが落ちる、ガラスが割れて飛び散るなど、普段何気なく使っているものが突然、凶器になってしまう場合があります。

「安全地帯」とは、家の中でも家具が倒れたり、壁にかけた額などが落ちてこない場所、数分間そこに避難すれば怪我をしないで地震をやり過ごせる場所を意味します。「住宅・建造物の耐震化」、「家具などの転倒・移動防止」、「備品の落下防止」、「ガラスなどの飛散防止」などを行い、安全地帯を準備しておくとともに、その場所を把握しておきましょう。

地震はいつ起こるかわかりませんから、地震に対する普段からの備え、正しい心構えを身に付けておくことが大切です。



登記に関するQ&A

第6回 相続登記の手続きについて

自宅など土地や家屋の名義人が亡くなった場合、名義変更（相続登記）の手続きが必要だと聞きました。どのように手続きを進めたら良いですか？

- ①判明している相続人全員で誰がどのような割合で財産を引き継ぐのか、話し合いをします。このことを遺産分割協議といいます。
- ②ほかに相続人がいないことを明らかにするため、原則、被相続人（亡くなった方）の出生から死亡時までの全ての戸籍を収集します。その他にも、除票や相続人の印鑑証明書、新たな名義人となる方の住民票などが必要です。
- ③相続人が確定したら、①で話し合った結果を書面に残し、相続人全員が実印を押印します。（遺産分割協議書の作成）
- ④全ての書類を揃え、土地や家屋の所在地を管轄する法務局へ相続登記の申請を行います。審査が終わると登記識別情報（権利証）が交付され、手続きは完了です。

遺言書がある場合は、話し合いではなく遺言書に従って名義を変更します。
このほかにも、様々なケースがありますので、相続登記手続きについてお困りの際には、登記の専門家である司法書士にお気軽にご相談ください。

■問い合わせ先

- 札幌法務局苫小牧支局（☎0144-34-7403）[ホームページ <http://houmukyoku.moj.go.jp/sapporo/>]
- 札幌司法書士会苫小牧地区（☎0144-33-8885）[ホームページ <http://www.sihosyosior.jp/>]
- 札幌土地家屋調査士会（☎011-271-4593）[ホームページ <http://www.saccho.com/>]

安平・厚真行政事務組合のページ

4月から11月まで「せん定枝」の 無料回収を再開します！

今年も次のとおり、せん定枝の無料回収を実施しますので、内容を確認してごみの減量化・資源化にご協力願います。

無料回収期間：4月～11月

《出し方》

枝を50cm以内の長さに切り、ビニールひも等（針金は不可）でしばって、毎週月曜日・木曜日（生ごみの日）に、ごみステーションの横に出してください。



■問い合わせ

安平・厚真行政事務組合（☎22-3151）／ 役場町民福祉課町民生活グループ（☎26-7871）

各種交付金を活用しています

◆電源立地地域対策交付金事業

電源立地地域対策交付金とは、発電施設の設置や運転の円滑化を図るため、電源地域の市町村で行われる公共施設の整備や地域住民の福祉の向上を目的とした事業に対して交付されるものです。

厚真町には苫東厚真火力発電所があり、平成27年度は1,925万円が交付され、学校給食センターの厨房機器の更新、厚真葬苑の火葬炉施設の改修、認定こども園つみき、宮の森保育園運営事業に充当し、生徒と児童の健全育成のために活用されています。

また、平成15年に電源交付金で創設した総合ケアセンター維持運営基金から総合ケアセンター管理運営事業に1,300万円を充当し、活用しています。

◆石油貯蔵施設立地対策等交付金事業

石油貯蔵施設立地対策等交付金とは、石油貯蔵施設の設置に伴い、周辺の地域における住民の福祉の向上を図るため、地域の市町村で行われる公共施設の整備事業に対して交付されるものです。

厚真町には石油備蓄基地があり、平成27年度は9,339万6千円が交付され、上厚真かえて公園の整備、町道豊沢共栄線の整備、消防関連備品の整備に活用されています。

■問い合わせ先■

役場総務課財政グループ（☎27-2481）

